

平成24年度 第2回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開催 平成25年1月18日（金）午後1時30分～3時50分

場所 エコハウス138 エコホール

出席者 委員16人、運営会議メンバー5人、各部会員5人、事務局7人
(欠席者3人)

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・会長あいさつ
- ・各委員、事務局自己紹介

2. 議事

(1) 個別支援会議の活動報告及び分析結果の報告

○運営会議・運営委員：

平成24年5月から平成24年12月までに開催された事例です。開催回数ですが、定例開催が14件、簡易開催として各相談支援センターで必要と思われた事例に関して、3つの関係者が集まったら簡易開催としているのですが、その会議が17件、合計が31件でした。年齢別ですが、毎年同じように30代から50歳までの方の件数が多いように思います。性別は男性が15件、女性が16件です。障害種別では身体が4件、知的が16件、精神が11件です。検討事項の概要ですが、まずこの下半期に行われた個別支援会議ではどんな課題があったかについて報告させていただきます。保護者の病気、入院によるその後の生活について。それに伴う居住の問題。退院、退所後の生活について。それに伴う居住の問題。家族による虐待問題。金銭管理などの権利擁護について。生活の変化に伴う、その後の支援方法について。サービスの調整。その他、就労、行動の問題、不登校、医療的ケア等について話し合っています。ここからは2つの事例をお話させていただきたいと思います。事例1です。年齢は18歳。特別支援学校に通う女子生徒です。障害は療育手帳がC判定、指のほうに奇形がありまして身体障害5級を持っています。この子は2歳時に母が弟だけを連れて家出をしてしまいました。その後も父が家を出て、別の家庭を持つことになりました。その後の生活は祖母との2人暮らしということになったのですけれど、祖母はやや知的に低いような状態がありまして、近隣のお宅がこの子のお世話を長年していたという経過があります。そんな生活が長く続くのですけれども、祖母に認知症が出てまいりまして、相談支援センターが2年半ぐらい前から関わっております。祖母と一緒に暮らしたい、祖母も本人と一緒に暮らしたいという希望がありますので、関係者で見守ってきたところですが、昨年秋ぐらいから認知症が悪化しまして、そろそろ本人の今後の生活について検討しなくてはいけなくなったということです。父は就労を度々するのですが、なかなか続かない。生活保護も受けていて若干行動にも問題があるような方ですので、一緒に暮らすことは難しいですし、近隣の方が長年養育をしていた関係はあるのですけれども、そのお宅が18歳以降もお世話をすることは出来ないものですから、今後の卒業後のことを考えなくてはいけませんでした。2年半、多くの機関が祖母、それから本人、多く

の機関が関わって見守っているのですが、その中で卒業後についての問題があがりました。高等部2年生の辺りから職場実習に出られて、何とか昨年末には就職の内定が決まりましたので、就職は良かったのですが暮らしの場が問題ということになりました。地域でこの子が卒業後暮らせる場所がないだろうかと探してもなかなか無いというような現状がありまして、色々なところで相談した結果、新しく作ってくださるという法人が出てきましたのでそこがリフォームされることを待っているような状況です。昨年末には関係者から祖母に説明し、本人にも説明し、祖母は入所をされました。今は近隣の方の温かな見守りの中で卒業を待っているというところですが、リフォームが終わりましたらそちらのケアホームに入る予定ができました。このケースはありがたいことに立ち上げてくださる法人が出てきましたので、何とか暮らしの場が整ったというところですが、まだ課題が残ってしまっていて権利擁護の問題があります。18歳ですので未成年です。未成年後見の申立てになっていくのですが、それもやはり親権の問題がかなり絡んできますので、後見制度の利用にはなかなか厚い壁がありました。医師の診断では、本人に後見類型がしめされましたが、後見という制度でこの年齢から縛っていいものかと、関係者一同迷いがありました。ですので、しばらく様子を見ながら後見の申立てを行わないで様子を見ようと。何か問題があったらいけないというような課題はたくさんあるけれど、まだまだ関係者一同でこの子の暮らしを見守っていかなければいけないなと思っているところです。事例の2です。これは緊急のケースでした。母が体調不良で初診でかかったら肺ガンが見つかったケースです。そのお宅には自閉症の長男と長女がみえました。日中活動のほうは何とかつながっていたので、そちらの活動はできるのですが母がこの2人の預かり場所が無ければ入院はできないと病院のケースワーカーに相談しました。そして病院のケースワーカーから相談支援センターに連絡が入ったところから動くわけですが、日中活動の場所はあるのですが、暮らしの場は緊急でしたので、それぞれ短期入所、またはケアホーム体験事業でつなぎました。A法人の日中活動を使っていますので、同じ法人の短期入所につなげられれば良かったのですが、長女のほうはなかなかそうはいかなくてB法人のケアホームの体験でつなぎ、その後入所を検討してもらおうという状況でした。ここで出ているのは短期入所の事業所が少ない。満床状態でこういう緊急ケースもなかなか入らないという状況が起きているということです。それから、いつまでも短期入所が使えませんので、その後の暮らしのことも考えていかなくてははいけません。母は初診にも関わらず、すぐに余命宣告までされたような状態です。早くに2人の暮らしの場を何とか確保しなくてはいけないところでしたが、地域にそういう資源が足りなくなかなか安定した結果が見出せていません。まず問題がA法人の短期入所がA法人の利用者さんであっても、なかなかスムーズに使えないという現状がありまして、短期入所が使えないところを他の事業所で調整しなくてはいけないということが起きています。でも他にも空きが無いですし、他の法人にも緊急性のあるケースが多いわけですから、そこも入るのが難しいとなると本当に相談支援センターとしてどのように動いていいのか、どのようにこの人たちを守ったらいいいのかというところで、その一歩が出なくなってしまう。そんなことが繰り返し起きている事情があります。今後の更なる体制の整備が求められます。このお宅は次男がおられますけども、次男は20代、名古屋の会社で働いておられます。転勤の可能性もあるということで、面倒も見られない。弟が言うには、長女は長い間長男のことで我慢をしてきたのでこれからは姉

の希望する生活をしてほしいと言われているのですが、この姉、長女もA法人の日中活動に通っていたのですが、A法人がなかなか寝泊りしているところへの送迎ができないという事情があり、A法人の事業所に通えていないのです。長女はそちらに通いたいのです。通いたくても送り迎えしてくれないので通えないという事情が起きていて、B法人の日中活動の事業所にお世話になっています。こんなことが他のケースでもたくさん起こっていて、事業所の更なる体制の整備ということを市全体で考えていかなければいけないじゃないかというような報告でした。

○会長：

ありがとうございました。只今、個別支援会議の報告について説明してもらいました。個別支援会議は後半で31件と精力的にやってくさっております。この報告を聞いて感じることができました。続きまして議題の2、生活支援部会の報告をお願いいたします。

○生活支援部会・部会員：

半期の報告ということになります。今、一宮市の障害者自立支援協議会の組織は、始まったときに比べて組織図はこのように変わってきていまして、その中で専門部会の生活支援部会が一番古くからある部会で、活動がどんどん広がっている中で生活支援部会の中では収まりが効かず、下部組織として今はホーム連絡会とヘルパー連絡会とそれから医療的ケアネットワークの三つの組織があります。簡単ではございますがこの四つについてご報告をさせていただきます。自立支援協議会の組織図等については、パンフレットで、一宮市のホームページからダウンロードできるようになっておりまして、組織図のほうも年々新しくなるので最新のバージョンがホームページからダウンロードできるようになっております。この内容更新も生活支援部会のほうで行っております。生活支援部会の本来の大きなテーマは人材育成と権利擁護ということになっています。人材育成について、一宮市在住の障害のある方たちの暮らしやすさの条件というのは、1つは理解者を増やしていくこと、もう一つは福祉事業に携わる人たちを増やしていこうということで、人材育成プロジェクトというチームで動いています。この活動が始まったときから年に二回ずつ行っているのは、福祉事業所見学バスツアー、正確には福祉の仕事を知るためのというタイトルにしていますが、一般の方たちに普段見ることのできない福祉サービスの事業所を見学していただいて、この生活支援部会のメンバーがガイドとなって皆さんとご一緒するという企画を行っております。後半は、10月4日に一宮の西のほうの事業所を回りました。毎回、暮らしの場所と昼間の活動の場所とそれから子どもさんたちのサービスとか、色々なサービスを見ていただくという動きで、今回は檜の木福祉会で運営しているさつきの家、かえでの家というグループホーム、ケアホームの見学、それからわがんせという就労継続支援事業所で、障害福祉サービスでパン屋さんをやっている事業所が6月にスタートしたので、そのパン屋さんの事業所見学もしております。それからサブ介護センターで新しくテラス・ノアという暮らしの場所の支援を始めたところ、日中活動の場所のみんなの家、萩原のコスモス福祉会でやられているはぎわら生活介護センターというところを回らせていただきまして、3ヶ所総勢20名くらいのメンバーです。この中から興味のある方がそれぞれの事業所で体験実習をしたりとか、ある方は具体的にそこのスタッフとして働き始

めたりという経緯もございます。もう一つのプロジェクトのほうは、権利擁護プロジェクトということで暮らしやすさ、障害のある方たちの人権と自立をきちんと尊重していこうというプロジェクトの中で、権利擁護プロジェクトというものを行っております。これは昨年度から開始したのですが、警察プロジェクトと私たちは呼んでおります。障害のある方が地域で生活するようになって様々な犯罪に巻き込まれてしまったりとか、問題が起きて警察の力を借りなくちゃいけないことも随分とあったりしました。ただ、警察と福祉がなかなかつながっていないというような現状があったので、警察の方たちに来ていただいて障害の方たちに直接、地域で暮らす上での大事なことというお話していただくという企画を昨年からさせていただいております。今年11月に一宮市社会福祉事業団さんにも場所をお借りして障害のある方たちを対象に、警察の方3名来ていただいて、交通安全に関することや犯罪被害に遭わないために、犯罪を防止するためというようなお話をしていただいております。それから今日皆さんにお配りした知っ得ふくしショップMAPは生活支援部会で作成しております。これは実は人材育成の一環の中でバスツアーを行っているときに、会長とご一緒させて頂いた時に一宮の事業所は結構お店がたくさんあるんだということで、お店のB級グルメガイドのようなものを作ったらおもしろいねという話を会長さんと盛り上がった記憶がありまして、それを何とか作ろうということで昨年から取り掛かっておりまして、B級グルメではなくてもそもそもお店がたくさんあるのでお店を回っていただくと、目的はバスツアーといったものだけではなくて、一般の方たちがいつでも福祉や障害の方たちの暮らしに触れていただくという機会は、お店というところでたくさんあると、そこで出会っていただいた人たちに障害の方たちの暮らしを理解していただく。そのために皆さんにガイドブックを配布して、このガイドブックのお店を一件一件回っていただくことで、皆さんと出会っていただくという仕掛けをしていきたいと思っております。これについてはまだ出来たてのホヤホヤで一般にも配布しておりませんので、この後、予定では1月25日頃から配布していく計画です。配布場所は一宮市役所、尾西庁舎、木曾川庁舎、一宮のiビルなどで皆さんにお配りしていきたいという計画でやっています。それからヘルパー連絡会、先ほどの下部組織になりますが人材育成の一つで、そもそも地域で働いているヘルパーさんたちに障害の方たちのことをもっと理解していただくということで、年に4回ヘルパー連絡会を行っています。今年度は5月に2回と7月と10月に行っています。今年度の大きなテーマとしましては、先ほど会長からありましたが、障害者虐待防止法が10月から施行されるということに伴い、一般の方たち皆さんに周知していただいて皆さんに通報義務があるという話を講演会形式で行っています。それから今年度もう一つの話題として大きかったことはサービス等利用計画といいまして、全ての福祉サービスを利用されている方たち全員にサービス等利用計画というケアプランを作成しなければいけないという仕組みになってきたので、今回はヘルパー事業所の方たちに介護保険も含めてお集まりいただいてこの利用計画の作成内容についても説明をさせていただいております。残りの一回は2月にもう一度開催する予定です。それからもう一つの下部組織でホーム連絡会というのがあります。これは一宮でお住まいの方たちへの暮らしの場所の支援を検討する会になっております。これも昨年から新しく行っていますが、障害のある方たちの暮らしの場所が全く足りなくて極めて危険な状態にあるという認識のもとに、一宮市内の居住系の事業所全部に声をかけさせていただいております。施設入所支援事業所の

3ヶ所とケアホームの事業所27ヶ所全てに声をかけさせていただいて、2ヶ所を除いて全ての事業所に参加していただいています。居住系事業所のネットワークを作ろうということ、暮らしの支援についてやはり難しさがたくさんあるので、情報交換をきっちりしていこうということ、最近先ほど個別支援会議の報告からあったように今すぐに暮らしの場所が困るといふ方たちの相談もきていて、このネットワークの中でどこかの事業所が困った人を何とか支えてもらえないかという個別の相談もできるようになっています。大きな問題、この後、間違いなく足りなくなる暮らしの場所を何とか一宮全体で、みんなで共通の課題を持って取り組んでいこうと、そういう大きな会にしていきたいと考えています。最後になりますが、今年の9月に発足をしています。最も障害の重たい方たち、重症心身障害と呼んでいます、知的な障害と身体の障害が重く、特に医療と切り離すことができない痰吸引ですとか胃ろうですとか、経管医療等の医療的なケアが必要な人たちもたくさんお見えで、この人たちの暮らしを守るために一宮でネットワークを作って市内でできることを自分たちでやっていこうじゃないかということで、ここは福祉という垣根を越えて多職種による連携をして、この重たい方たちを支える仕組みを作りたいということで発足しています。来月2月には新しい人たちを交えて新しい仕組み作りにトライしていきたいと思っています。

○発達支援部会・部会員：

もともと個別支援会議の中で、課題としてあがっていたのですが、例えば家の中がかなり荒れていてごみ屋敷になっていたりとか、学校に行けていなくてそのまま引きこもりになってしまったりとか、そういった問題が多々ありました。元々それは二次障害であって、ベースには何かしらの生きづらさを抱えていたのではないかと疑われるケースがたくさん出てきたので、幼児期からもう一度、市内の療育システムを見直していきましょうということでやってきました。子どもというのは出生して、1歳過ぎぐらいから歩き始めて言葉が少しずつ出てきて、お母さんと離れて保育園・幼稚園に行き、小学校、中学校、高校、大学、社会人と働く大人になっていくのが一般的な発達と思われまじけれども、元々発達というのは様々な経過がありますので、それも一般的には個性と呼んでいるのですが、最近個性の範ちゅうを越えてしまうような方たちが増えてきているのではないかと思います。それが6.5%という数字です。この数字は平成24年12月5日に文部科学省が東北3県以外の全国調査をいたしました。通常の学級に在籍する知的、発達に遅れののないものの、学習または行動面に著しい困難を示すとされる児童、生徒の割合です。これは2002年、10年前にも調査がありまして6.3%という数字がありました。今回は6.5%という数字で、小学校が7.7%、中学校が4%となっております。いわゆるこの子たちが発達障害といわれる子どもと思われまじ。一宮の出生数が約3400人ぐらいです。先ほどの6.5%をそれにあてはめると発達障害が疑われる子どもが毎年220名も生まれているということになります。6.5%ですのでいわゆる普通学級、今は通常学級という言い方もするのですが、30人、40人学級ですと2、3名の方たちが発達障害ないし疑われる子どもたちが在籍しているということになります。かなり多い数だなと思われまじ。なかなか発達障害は目に見える障害ではありません。お話がちゃんとできたり、歩き始めもある程度1歳過ぎにはできたりして、なかなかお見た目にも分かりづらくて、でもやはり子育て

に不安を訴える保護者が非常に多いように思います。あなたの育て方が悪いと言われていたりとか、良かれと思ってかけた言葉が様子をみましようであったりとか、お母さんの考えすぎですよと言われていたりとか、お母さんがしっかり見てくださいと言われていたりとか、どこに行くの、何度言ったら分かるのと四六時中お母さんが言ってなきやいけない状況であるとか、子どもを障害者にしたいのですか、というような無知の方たちからの言葉を結構投げかけられております。本当に毎日くたくたでもうどうしようもないわと思ってしまうような保護者の方たちが非常に多く、悩まれているお母さんたちが非常に増えてきていると思われまます。ですので、改めて一宮で療育システムを考え直す必要があるのではと思われまます。従来障害のある子にプラスして障害の疑わしい子も含めた療育システムを部会のほうで考えていかなきやいけないねというような話をしてしております。従来ですと歩き始めが遅いというような発達に心配のある子は、例えばそのまま愛知県コロニーのほうに通い、通園施設に行き養護学校、今の特別支援学校といいますが、養護学校に行きその後就職は何々作業所というようなルート、その一つのルートでまかなえていたのですが、その発達の疑わしい子たちを入れると決してそうではないです。6.5%のお子さんたちは普通の地域の学校に行き、普通に育っていきます。高校に行ったら時にはアメリカの大学に行ったり、一流企業に行ったりします。こういったことから、もう一度システムを考え直す必要があるのではということ。それで部会で今年度の始めにやったこととしては、支援を繋ぐということでいちのみやサポートブックを作成し、前期の6月には母子通園や通園施設に部会で説明に行きました。これはお母さんたちが元々支援を引き継ぐために使うものですので、母子通園から保育園、幼稚園に皆さん上がっていきます。初めて使うのは4月、5月になります。ですので、もう一度2月、3月に具体的な説明会をさせていただいてより深いものになっていけばいいかなと思っております。また、もともと1000部初版で刷らせていただいて、25年の2月に1000部増刷する予定になっております。後期に行ったのがあいちLD親の会の方に当事者の親の立場からということで、子どもの思いに寄り添う支援というタイトルで講演会を企画させていただきました。定員100名に対して180名の方が当日出席していただいて、発達障害に対する関心が地域で非常に高まっているなと感じました。話の中で、率直にできないのには理由があると、見た目にはお話ししたりとか色々得意なことがいっぱいできたりするけれど、わがままになっていたい訳ではなくてできないものはできないです、この子たちは。というように多くのお話をさせていただいて、支援者や保護者の方はたくさん良いものを持ち帰っていただいたかなと思っております。今後引き続き部会で進めていきたいと思っておりますのは、これは隣の市町が作っている「はじめのいっぽ」というリーフレットなのですが、子育てをしていてちょっと気になることはありませんかというようなフレーズで、できる限り発達障害という言葉を用いずに、ちょっと気になるお子さんが、お母さんが一人で抱え込まなくてもいいように、身近なところ例えば幼稚園でも保育園でも相談してみましよう、やはり今は地域のつながりは希薄になってきているので、なかなか以前のように井戸端会議で子育ての親の不安の軽減できづらと思うのです。そういったことがありまして、リーフレットを来年度作成して親子が集うような場所に置かせていただけたらと思っております。2つ目として、やはり6.5%の子たちも対象となっているので、幼稚園だったり普通の保育園だったり普通の学校にいきます。そうすると今までは障害イコール特別な支援だったはずな

のですが、それではまかなえられないような数が上がってきていますので来年度は支援者の養成や色々な取り組みの事例とかを研修等で仕掛けていきたいなと思っています。特別な所に行かなければ特別な支援を受けられないのではなくて、通常学級の中でちょっと配慮された環境を提供されるというようなことを市内の中で目指してやっていきたいと思っています。

○就労支援部会・部会員：

一宮市にお住まいの方たちに、働きたいのに働けていない障害のある方たちがたくさんいる、というような個別支援会議の分析からこの部会は発足しています。この部会には障害者の就労をとにかく進めたいと考えている人たちが集まっており、大きな会になっております。メンバーは福祉業界の人たちばかりではなく、一般企業、ハローワーク、障害に関わらず若者の就労を支援している方、一宮以外の方たちも多く参加していただいて、その他商工会にも協力をいただいております。毎月第1火曜日に集まり、この会が一番長い部会になっております。当初からやっている内容に一宮市の就労を農業分野という所から手がけていこうということで、農業分野における障害者就労プロジェクトがあります。農業における障害者雇用のやり方を一つのモデルとして作って、農業を皮切りにこのモデルを次の産業へ橋渡しをしていくということで、障害者が就労にたどり着くまでの新しいモデルをここから提案をしていきたいと考えています。たまたま農業に携わる企業に色々ご協力をいただいて、実は企業の中には障害のある方たちも働ける所がたくさんあるのではないかと、業務分析モデルを作り、実はこういった内容は障害の方たちはできそうだという所を皆で学習し、就労移行を進めている事業所のスキルアップをしていこうということを手がけております。さらに、これが就労支援機関マップとあって、就労支援の関わっている所をネット上に落としこんで誰でも情報がいつでも見られるというようなことができるようマップの作成をしております。これもまだ議論中で、皆さんのほうにお見せできるものではないのですが、働きたいと思っている方たちがなかなか働けていない事情がどこに行ったら支援にたどり着くのが分からないことがあって、ここは障害ということにあまり限らずにチャート式で、ご自身がどういう状態でいま仕事にたどり着かないのかということイエス、ノー方式で作ってみたいと。最終的にここに行くところの人の就労がこのように応援されるというような就労支援機関にたどり着けるようなフローチャートができないかということで議論しています。これはやってみたのですが非常に難しくて簡単にはできなくて多くの議論をしている所です。もう一つは、障害者の就労を熱心に進めていただいている企業の名簿一元化を手がけています。例えば就労のお手伝いをしている就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、養護学校などがそれぞれ独自に作った名簿を持っているので、これを一つの名簿にして皆で活用できるというようなことができないかということで、作成を行っております。目的は一宮にお住まいの方たちが働ける地域を作るためのために集まっていて、今は議論が中心ですがもう少し色々な形で提案ができるような段階にしていきたいと思っています。

○相談支援連絡会・部会員：

相談支援連絡会は4月から第3木曜日で月に1回開催しています。参加メンバーは市内6

ヶ所の各相談支援センターと療育サポートプラザチャイブ、障害者就労・生活支援センターすろーぷ、事務局の福祉課です。内容は、個別支援会議の報告、これは件数がかなりに多くなっておりまして、今年から検討が必要なケースを中心に行っています。それから困難ケースの事例の検討会。そして情報交換や研修会、諸連絡ということで行っています。個別支援会議のほうも他の相談センターの会議にはなかなか参加できないような状況になっています。この個別支援会議の報告をすることで、様々な支援の方法があることをこの場で確認をし、参加者の資質向上に役立っているという状況です。1月からは個別支援会議の分析という形で行っています。困難ケースについては、やはり色々なケースが出ておりまして、触法だったり、虐待だったり、養育者の高齢化、入院による緊急支援、引きこもり、孤立化、多問題家族の関係調整、住む場所探し、地域移行も今年度はとても多くなっておりまして、それらが全て重複的な生活課題として事例が多くあげられております。今後の支援に向けて全体で検討を行っています。自分一人でやっていると支援する上で視点やポイントがずれてきたり、入りこんでしまったりということがありますので、社会資源の活用の仕方や色々な目線からそれぞれ相談員の発言があり解決の糸口となっている状況です。もう一つ大きな動きとしましては、8月から第4木曜日に月1回計画相談の勉強会を行うようになりました。これも同じように各相談支援センターと指定、特定を受けている事業所の相談支援専門員が参加しています。月1回の開催でしたが8月からは月2回の開催で行っています。これは10月から開始される計画相談に向けてそれぞれケースをあげて勉強会を開催しています。10月から障害者虐待防止法が施行されたことでなかなか全員が出席できないことも多くなってきています。この計画相談が開始されたことによって業務が煩雑化しておりまして、個別支援会議の開催数も昨年と比べると減っているというような現状はあります。計画相談が開始されるようになったきっかけとしましては、障害者自立支援法が24年の4月に一部改正されました。これによって障害福祉サービスを利用する全ての障害者の方が、指定を受けた特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画がないとサービスが利用できないということになりました。一宮市はこれを10月から始めました。平成24年3月まではサービス利用計画というのがありました。これは対象者が単身であるとか、家族が要介護状態、施設や病院から退院する等、特に市町村の方が必要と認めた方のみで平成22年のデータでは全国で3400人余りということでした。このサービス利用計画は地域で安心して生活できることを推進するための制度的な裏づけとなっていました。実際には利用がかなり少ないという現状でした。これを受けて、その人に合ったサービスの内容を決めるための計画が必要ということで、自立支援法の一部改正が行われて利用者それぞれの方にトータルプランを作成し、共通の目標を作ってアプローチしていこうということです。10月は12月の更新の方だったのですが12月は51件、1月は70件、これから2月、3月は予定なのですが48件と34件ということで平成24年度は全部で203件、平成25年度は1591件、平成26年度は1715件、この3年間で全て一宮市の障害のサービスを受けている方に計画相談を作っていくことになっています。ただ、計画相談を作る事業所が現在7ヶ所ということで、相談支援専門員は市の相談を受けながら計画相談を作っていかなければいけないという現状がありまして、相談支援専門員が不足している現状があります。支給決定のプロセスもこの計画相談で大きく変わり、以前は受付申請した後、可能な日程があり支給決定が出るという

状況でしたが、それが10月からはサービス等利用計画案を作成し、支給決定があり、その後サービス担当者会議というのを開き、本計画、サービス等利用計画を提出して実施ということになります。その後さらに3ヶ月間モニタリングをしていく事になっています。このサービス等利用計画を作ることによって、本人の望む生活に合ったサービスの量をアセスメントしていく総合的な計画を作れるということになります。また、今まではバラバラに動いていた様々な関係者がチームを作って担当者会議を行って支援していくという共通の目標ができます。それは利用開始後も一定期間ごとにモニタリングを行うということでも変更も可能な計画となっております。このように相談支援連絡会のほうでは、2本立てで勉強会と市の困難ケースについて検討しながら皆さんの資質の向上を図っていますが、なかなか一つの相談支援センターだけでは抱えきれないような重複した複合的な問題が多く出ておまして皆さんでアドバイスをしながら関係機関と協力しながらやっているような現状があります。

○運営会議・運営委員：

運営会議の組織は、一宮市障害者自立支援協議会の位置として再確認ですが、今まで報告がありました3つの部会の取りまとめであり、本会から指示があつたりもする位置にあります。また、日中活動事業所連絡会が運営会議のもとにあり、それ以外は個別支援会議から、各相談支援センターさんが関わっている中困難なケースなどの報告を受ける立場でもあります。相談支援連絡会とも繋がっていて、全部と繋がっている所にあります。運営会議のメンバーとしては、市内の障害福祉サービスを実施しているNPO法人、社会福祉法人、医療福祉法人、社会福祉協議会や一宮保健所の方も出ていただいております。事務局として福祉課4～5名出ていただいている感じです。合計は日によって違いますが10名ほどの会議です。7月以降の会議のまとめられたものが資料としてあります。時間をかけているのが個別支援会議の報告と意見交換で、この1ヶ月間で大変であったケースについて検討がおこなわれます。報告件数的には、昨年比べて少なくはなっていますが、計画相談をしないといけなくなって実際のところはサービス等利用計画を作っている過程の中で、担当者が集まって会合を開き、それも含めると相談支援センターのスタッフの人たちは今まで以上に、処遇困難な人の会議をしたり、準備をしたり膨大な時間を費やしております。件数として減少しているのは資料の作る余裕も無いくらい忙しくなっていることがあげられます。運営会議に報告された処遇困難ケースとしては、病院、入所施設からの地域移行のケース、老障介護のケース、これは先ほど個別支援会議から報告のあったケースです。他に高次脳機能障害の方ですとか、生活の場が無く、どこも斡旋するところが無いといったケースの方、10月から施行された虐待防止法とともに、虐待関係のケースがしばしば出ております。本会にも出ていただいておりますが、警察の方との連携が非常に重要で、命を守るところで、警察との連携が極めて大事であるというケースもあります。触法の発達障害の難しいケースもありました。こんな感じで個別支援会議に時間を費やしながら、次に部会の報告という形でやっています。部会は、先ほど報告をしていただいておりますので、月々の活動が資料とともに要約して説明されています。特に生活支援部会からは色々な形で連絡会ができてきて、今年度の7月からあたりからは医療的ケアに関するネットワークとか、今後コンビニプロジェクトの検討が開始されたと報告を12月に受け

ています。定例報告議案のほかに、その都度、その時々で重要だと思われる議題が出されていまして、例えば、相談支援センターの軸となる基幹相談支援センターとか、委託相談支援センターの今後のあり方などの交流であったり、話題になっている計画相談、虐待防止法に関することであったり、また、協議会主催の講演会のことなどがあります。またその時々で話題でいえば、65歳以上の方が地域活動支援センターを利用するにはどうしたらいいだろうかとか、愛知県の補助金の要綱でホームを運営しているところに対して、NPO法人と社会福祉法人には出る補助金を、もっと広く株式会社や有限会社など色々なところに出るようになるとホームの裾野が広がるのだが、といった話合いがされています。運営会議で話し合うことで、行政への指針とすることができています。続いて運営会議の直属である日中活動事業所連絡会についてです。これまでに2回開催しまして、その内容を資料にまとめましたが、報告したい1点は参加者の件です。非常に多くの方が参加しております。1回目、2回目とも31名で、NPO法人、社会福祉法人、医療法人のみならず株式会社、有限会社等々、参加者には日中活動の事業所の集まりとはいうものの、行政や学校との連携は非常に重要な目的でもあり、参加していただいております。日中活動事業所も今日増えてまいりまして、色々な立場の方が一斉に集まりこういう場を盛り上げていくことが大事だなと思います。とにかく学校卒業後安心していただく場を作っていく日中活動の場を中心に考え、発言をしていただいておりますが、空きがあるところもあれば、定員一杯だということもあって地域性の偏りがあることが分かってきまして、その中でもかなり障害の重い医療的ケアが必要とする人の場はまだまだ少ない、不足しているという件も出ています。いずれにしてもどんな立場から見てもご家族の方や本人が本当に行きたいと思えるところを選べるような一宮市になりたいなど、また事業所がそういった努力をしていかないといけないということも繰り返し交流しています。また開催は3ヶ月に1度でその都度、計画相談でありますとか障害者虐待防止法の関連のこととか話題を出し、活発に意見してもらっています。先ほど発達支援部会から話しがあったサポートブックもこの会で報告をうけております。

○会長：

3つの専門部会、相談支援連絡会、運営会議のご報告をしていただきました。それぞれの会議がつながって運営されているということでしたが、そのあたりについてももう少し願います。

○運営会議・運営委員：

つながりをいつも意識して参加・実施しているかということ、そこまではないですが、もう少し緩やかな感じでの会議ではありますけど、個別支援会議の報告がされたときに、たった2、3件のときも何かに端を發して話し合いを長時間しています。運営会議の中でも個別支援会議のケースに端を發して一宮市の障害福祉のどこに問題があるのかというようなことで、結果的に長く時間を取っています。部会のほうはそれぞれの報告、交流で、それぞれの部会の主体性が大事にされていて部会から運営会議に考えてもらいたいことが出されたときに交流する感じですが、本当に主体性があって進んでいくので。その他で、その時々で難しいテーマが出たり、何も無い日もあったりします。自立支援協議会のあり方に

ついてであるとか、障害福祉計画の進捗状況の点検とかがあります。そういう意味では点検と同時に、一宮市の障害福祉がどう発展すべきかと色々な声を運営会議で取り上げています。

○運営会議・運営委員：

自立支援協議会は障害のある方と無い方が障害のある方の暮らしに関することは何でも話せる場所という位置づけにしてあって、組織を作るとか、組織図を作ることじゃなくて必要なこと、ニーズに対してネットアップしていくプロセスだと考えていますので、各部会のほうでニーズから持ち上がってきたものをそれぞれが考えてやったことが全部報告されて、運営会議を真ん中にしてつながっているの、意識はしないけど自動的につながっている仕組みがプロセスの中でできてきたとっております。

○会長：

ありがとうございました。他の皆さんいかがでしょうか。

○委員：

今までのたくさんの報告を非常に熱心にされるのを聞いていまして勉強になりました。私の話はちょっとずれておりますが、発達支援という話を聞きまして親さんが悩んでみえるというのは出てきたと思いますけど、実は私は稲沢市民でして、サロンというのを5年前に立ち上げて自由に使ってくださいというところで、発達支援の発達障害の子どもの親の会、北部小学校という400名くらい通っております。その支援学級の子どもの親さんが立ち上げて、月に1回ずつ集まって色々な悩みを話す場となっております。今日この場は活動してみえる方々の立場で話されます。昨日ありましたその部会に7名いらっしゃいました。一番多かったです。色々悩みを話されていまして。こうしたらよかったですとか内省の場を作っております。今、色々な社会福祉の問題の中で、私は高齢者福祉を中心にやっておりますので、その中で顔を出しますけれども結構集ってみえて、小さな赤ちゃんを持った方から、今回は卒業生として中学校へ行った子の親さんも来られていました。そういう地域における活動を一宮市の中にあるかどうか。そこへ指導者の人が加わるか。最初の頃は学校が悪いとか、あそこが悪いとか話していましたが、最近はこうしたらいい、ああしたらいいとお互いの悩みを解決する場になっております。名前は「ちょっとコーヒー飲んでみませんか」というもので1年間の計画が出してあります。そんな場所もあります。そういうところも一つ考えていただけたら相談利用だけでなく、お互いに理解できる場になると思います。

○会長：

委員から、稲沢市での当事者及びそのご家族の方の集まりについて情報をいただきました。一宮でもそのようなものがあるかどうか、どなたでも結構ですのでご存じの方いらっしゃいましたらお願いします。

○部会員：

チャイブでは貸室事業を市の委託事業でやっています、その中で親御さんたちがお部屋を借りて障害のある当事者だったり、親御さんたちであったり、それぞれグループを作って色々なお話をされております。時々、僕が呼ばれて専門的なアドバイス、色々な療育方法がありますので勉強会を定期的にやらせてもらっております。

○会長：

ありがとうございました。一宮でも例をあげていただきました。お子さんとそのご家族、それから大人の障害のある方もですが、公式な支援活動、それ以外の自主的な活動といったものの説明をいただきました。では、議題を進めさせていただきます。3番の相談支援センターの活動報告についてお願いいたします。

○事務局：

それでは事務局より各相談支援センターの活動に対する所感を述べさせていただきます。その後相談支援センターの相談支援専門員さんから発表をしていただきたいと思います。これからご説明します資料は緑色の一宮市障害者相談支援センターという資料をご覧ください。一宮市ではあすか、ゆんたく、いまいせ、ピース、夢うさぎ、いちのみやの市内6ヶ所の指定一般相談支援事業所に一宮市障害者相談支援センターを委託しておりますが、市域を6つに分けて担当地区制をとっております。各相談支援センターは障害のある方やそのご家族、または関係者の方々の日々の相談に対しまして中立性、公正性を保ちつつ適切に対応していただいていると思っております。また、相談に対する対応につきましても相談者のご自宅や学校、事業所などに出向いたり、緊急性の高いケースにつきましても夜間や休日でも厭わず、柔軟に対応していただいたりしてございまして本当によくやっただいて感謝しているところです。加えまして、昨年10月からは障害者虐待防止法も施行されまして、虐待ケースにつきましても市と相談支援センターが連携しまして対応してございまして、大きな力になっていただいております。それでは各相談支援センターの特色を交えながらご紹介させていただきます。「あすか」につきましても社会福祉法人コスモス福祉会にお願いをしております。サービス利用調整やサービス提供事業所の確保など積極的に取り組んでいただいております。「ゆんたく」につきましても社会福祉法人樫の木福祉会にお願いをしております。経験豊富で見識も高い相談支援専門員の方でございまして、困難ケースの個別支援会議におきまして障害のある方を中心に据えたスタンスで貴重なアドバイスをいただいております。相談支援専門員の中でもリーダー的な役割を果たしてもらっております。「いまいせ」につきましても社会医療法人杏嶺会にお願いをしております。相談支援専門員が精神保健福祉士でございまして、主治医との連携を必要とするケースではその部分をきめ細かくやっただいております。「ピース」につきましてもNPO法人MOVEにお願いをしております。NPO法人MOVEは障害児に対する支援の経験が豊富で特に発達障害のお子さんの困難ケースでは的確なアドバイスをいただいております。「夢うさぎ」につきましても社会福祉法人きそがわ福祉会にお願いをしております。相談者からの相談を一つ一つ丁寧に対応していただいております。困難ケースにつきましてもあきらめない粘り強い支援を継続していただきまして解決への道筋を切り開いてい

ただいております。「いちのみや」につきましては社会福祉法人一宮市社会福祉協議会にお願いをしております。こちらの相談支援専門員の方はヘルパーとしての現場の支援の経験が豊富な方でございます、その経験を活かしご家庭内の意見調整や事業所とのサービス調整など力を発揮していただいております。ここからは引き続き、各相談支援センターの相談支援専門員の方から日頃の活動の報告をお願いしたいと思います。あすかさんからお願いします。

○相談支援専門員：

それでは相談支援センターあすかのご紹介をさせていただきます。昨年度ですがあすかの新規の相談者というのが12月現在で40人となっております。その前年度に比べて25%ほど増加しております。これは計画相談絡みのケースがありまして、計画相談の枠を超えた困難ケースとして新規であがっているケースが原因かなと思っています。だいたい月平均43人というところで相談の平均は200件弱というところですが、障害種別として以前は身体の方が多かったのですが、現在はやはり身体、知的、精神を重複した方が多いのが現状です。近くに精神科病院があることも一つの要因ではあるかと思っています。相談支援センターが周知されるようになって以前は包括支援センター等からだけだったのですが、病院のワーカーさんや近隣の施設の方とか色々な方からご相談が入っております。内容としては福祉サービスの利用のご相談が多いですが、それ以外に精神の方から不安の解消とか情緒安定の支援というところでのご要望も多いです。あとは家族関係の調整というところが精神の方はなかなか在宅でご家族の方と上手くいかないというところがありまして、訪問もさせていただいております。電話相談が中心にはなっておりますが継続的な方も約30%いましてその方たちはご自宅のほうにお電話が無いことがありますので訪問ということでしかご本人の安否確認ができないような方もいらっしゃいます。現在は市内を6分割して相談支援センターがあるんですが、もともとは古くからの継続ケースの方がありまして、その方たちのところに行くのに40分から50分かかるようなところがありまして、10月から始まった虐待防止法や計画相談のことがありましてなかなか遠方の方のところへ訪問というのが今までのように頻繁にできなくなっているのが今の課題というか問題かと思っています。実質やはり電話で安否確認できない方は訪問という方法しか無いという現状がありまして課題となっております。今年度の特徴としては高齢の親御さんの入院や認知、それから病気と緊急対応のケースが増えております。5件ほどあります。それから家族が全て障害者の家族、これは7件ほどあります。総合的に支援していかなければいけないと思います。長期入院や施設から地域移行という方も4件ほどあります。一つ事例を挙げさせていただきますと市内のある事業所に通っていらっしゃる40歳の知的障害の方ですが、84歳のお母さんと2人で過ごしていらしまして、その方が心不全で倒れまして救急搬送されたのですがその娘さんが事業所に1年前から通えない状況になっていらしまして、当時ほとんど自宅に引きこもりのような状況だったということで、お母さんが入院され、どうしたらいいかということでワーカーさんから相談があったケースがあります。入院中はずっと通っている事業所のショート施設に行くことができたのですが、退院された後は、ショートでの受け入れが困難となりまして2ヶ所のショート施設を調整し通っていたのですが、かなり引きこもりの言行がありましてキャンセルをするようになりまし

て、そうしたらその施設ではショートは受け入れられないことになりまして、現在はヘルパーさんに入ってもらいながら支援しているような状況で何とか日中通っていた事業所に通えるようになれないかと考えているのですが、サービスではまかないきれないところがあり、日中事業所の送迎が自宅の前までは来ていただけない、心不全のお母さんが送迎場所まで送っていけない現状がありまして今後どうしていったらいいかというところで頭を悩ませているケースがあります。本人が通えるようにならないとお母さんの負担が多くなるということで、本人ももうちょっとリズムができればいいのになというところがあるのですが、サービスを組み合わせても支援ができないような状況があり、そういった困難な事例があります。

○相談支援専門員：

ゆんたくから報告します。相談支援センターの活動はこれで5年目になりますが、僕が常に意識しているのは障害のある方たちやそのご家族は、常に色々な生活上の不安があり、その不安からの解放ということが僕たちのテーマだと思っています。センターとしては誰一人落とさずに不安からきちんと解放していきたいと思っているのですが、一宮の自立支援協議会の中でずっとテーマにしているのが、この不安から解放できない人たちがでてくるのではないかとすることでして、その中で一番大きな事は暮らしの場の問題です。相談支援センターに届いてくる一番大きな問題は親御さんが高齢になられて、老障介護と私たちは呼んでいます、高齢の親御さんが障害のある方を必死で支えていていつ何時何が起きてもおかしくないようなご家庭があるということなんです。相談支援センターはこの問題を協議会の中ではホーム連絡会の中に持ち上げて、市内に暮らしの場所をとにかく作らないと間に合わない人たちが出てしまうという合言葉で様々な社会資源を作っております。ありがたいことに大きな3つの社会福祉法人は自分のところに通っている人たちの暮らしは今後何があっても守るとことでグループホーム、ケアホームの建設を早急に進めています。その中でかなりの人たちを助けてきてはいるのですが、これでは追いつかないのは実はこの問題になかなか取り組んでいただけない事業所もありまして、親御さんが倒れたと同時にこれまで通い続けていた事業所にも通えないという問題が、暮らしの支援をしないということですが、暮らしの支援をしない事業所を他の法人が必死でカバーしてきたのがこの数年間です。これはもう限界と感じています。なので一宮においては暮らしの場所をとにかく作っていくということ、全ての事業所が同じ気持ちで向かっていかないと必ず悲劇が起きると、この問題は僕たちが不安から解放することができない大きな問題で、ぜひ一宮の自立支援協議会の中でこの問題を共有していただいて、このテーマは団塊の世代の親御さんたちがもう65歳に到達して子どもは40歳です。もう明日何が起きるか分からないといったときに、今打つ手は無いかもしれないというような状態になっているので、この悲劇が起きないために今何をしなければいけないかということをご一緒に課題を共有していただけたらと思っています。

○相談支援専門員：

相談支援センターいまいせの報告をさせていただきます。さきほども言われたのですが、私のほうでもケアホームを探してほしいというご希望の方がいらっしやいまして、事例を

紹介させていただきたいと思います。昨年9月に知的障害を持つ40代の女性のお電話から短期入所を利用できる事業所を増やしたいというご相談があったのですが、彼女はこれまでは両親と同居しながら日中活動事業所に通所していたのですが、昨年の夏頃にお母さんが自宅生活できないような状態になりまして、また、9月頃に突然父親が亡くなりました。お姉さんと妹さんがいらっしゃるのですが、既にとついでいらっしゃるの彼女とは生活できないというような状況でした。日中活動で通っている事業所が短期入所事業所を持っているので一時的に預かってもらうことができました。今現在も日中活動事業所に通いながら生活をする事ができています。ただ短期入所事業所では長期間お預かりすることは難しいということをおっしゃっています。彼女は25年以上、日中活動事業所に通っていらっしゃるの、これからもずっと通いたいというのがご希望なのですが、ずっと通い続けながら生活できる場所が今は無いので継続して私のほうで探していきたいと思っております。親御さんが元気なときはいいのですが、将来に渡ってご本人様を見守っていくのが必要だなというのはこの事例に限らず日々感じているのですが、見守っていく一つのツールとしてサービス等利用計画の作成があると思うのですが、いまいせでは委託を受けている事業所6つの中で唯一、計画相談をまだ行っておりません。サービス等利用計画を必要としている方がたくさんいるという状況は感じておりますので、今年4月ぐらいを目標に計画相談ができるように準備を進めているところです。簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○相談支援専門員：

相談支援センターピースから報告をします。先ほどの個別支援会議からの流れで自分なりにちょっと限界を感じている部分はあるのですが、昨年の10月から計画相談が始まりまして相談支援センターはより忙しくなっている状況がある中、相談支援センターピースは委託だけの相談を受け付けていて計画相談は別の事業所を立ち上げましたので、私自身は委託の相談だけで、他の相談員の方よりは安定した時間の中で相談ができていると思っております。私の相談活動の中で一宮市の現状で心配していることが一つございます。一昨年前に虐待のケースということで一つの事業所に入らせていただきました。その中で改善資料というところで継続的な勉強会も開かせていただいて、その事業所のケースを見させていただきました。その中でその事業所は相談をやっておられませんが、かなりこの後危ないだろうと思われるケースが多くありました。けれども、その準備さえもできていないのでこの事業所が今から保護者の方が何か病気になったり入院したり、最悪のことが起きた場合にどのような対応をされていくのかということを一昨年前から心配しております。計画相談が始まりまして、眺めている中でもだいたい皆さん、事業所の方々は足並みを揃えて協力してくれるなど感じているのですが、やはり足並みが揃わないというような事業所がありましてそこでも相談員さんが地域の中で非常に困っているという事態が起きております。先ほども申し上げたように、支援が見つからない、サービスが見つからないというような現状です。この点は改善しないといけないと思っていることと、それから地域移行という問題もあります。コロニーが平成27年3月には入所施設が閉鎖されていきます。その部分で一宮市に住所がある方の地域移行が課題になり、入所施設をそれぞれが準備していると思うのですが、事業所によっては準備がされないまま当惑だけをしてい

てこの後どうするのかというようなことがあり私自身危惧しています。計画相談が始まってまた新たに心配されることが一宮で起こってしまうのではないかなというところを今日のこの会議で話していいかどうか分かりませんでしたけれども、私の強い悩みでもありますので、そぐわない話だったかもしれませんがご報告いたしました。

○相談支援専門員：

相談支援センター夢うさぎから報告します。先ほど会長から10月に障害者虐待防止法が施行されましたという話がありましたが、夢うさぎが関わったケースで、9月の後半から10月にかけてずっと動いてきたケースがありましたので少しお話をさせていただきます。元々、ここのご家庭は80代の高齢のご両親といずれも精神障害のあるお兄さんと妹さんの4人の世帯です。最初にこちらに相談に入ってきた経緯は、お父さんが精神障害のある息子さんから殴られたという相談が昨年2月に入ってきています。高齢者虐待として警察から高年福祉課に入り、それ以降、福祉課、高年福祉課、包括支援センター、夢うさぎで関わってきています。10月に事態が動く前に2度ほど家庭内での兄からの暴力が起こっておりましたが、あくまでもまだ軽度というか怪我には至らなかったということで、その間ずっと福祉課と方向性について連携を取ってきたのですが、9月の後半に妹から兄から殴られたと連絡があり、行くと頬が腫れていました。これは何とかしなくてはということで福祉課へ妹と同行して、一緒に話を聞いています。ただ、その時点では妹はなかなか家から出る勇気が無かったので、もうちょっと家で何とかならないかなということを書いて一旦は家に帰られました。この家族ですが実を言うと家族全員が共依存です。この家はゴミ屋敷という言い方が適切かどうか分かりませんが、家だけでいうと5DKぐらいあります。その中に今回加害者となってしまったお兄さんのコレクションといますか、アイドルの写真集だったり、アダルト雑誌だったり、そういった物が腰の辺りまでほとんど部屋の中に埋め尽くされてしまいます。台所も使えないような状況でした。そういった中でこの家族4人で暮らしていたのですが、とうとう10月2日、妹さんから今日も殴られた。今すぐ家を出たいので家まで来てほしいということで、僕がすぐ家の近くのコンビニエンスストアで待ち合わせをし、一度話を聞き、それから福祉課とこの間の経緯を相談したところ、これは保護だという結論に至りました。たまたまその翌日がある市内の精神科にここのご家族が通われるということでしたので、それに合わせて通院に同行し、妹さん及び高齢のご両親が虐待を息子から受けているということを主治医のほうに話されました。それを受けて父、母は高年福祉課がその場で保護、妹は福祉課が保護という形を取っております。ここで課題が見えてきたのが実を言うと父母については老人介護施設のほうに短期入所ということでスムーズに行ったのですが、虐待を受けていた妹の生活の場というのが無かったのです。シェルターがあるわけでもなく、最終的には障害福祉サービスの短期入所で何とかつないでいるというような状況です。現在も保護は解消されていますが、妹さんは日中活動の事業所に通われ、ホームも短期入所でずっとこの間暮らされています。これだけお話をすると兄がとても悪いやつだと、暴力振るって家族を離散させちゃったのではないかと僕の情報からだとそのようになりがちだと思いますが、実を言うとこの兄はすごく生きづらさを抱え、ドクター曰く発達障害ベースの方であろうと。既に脳に萎縮が見られ、こだわりというか、収集癖というのも直らないと言われていています。僕たちは兄の思

いにも寄り添いつつ、妹の今後の生活もどのように組み立てていったらいいかということ
をこの3ヶ月、4ヶ月考えています。妹及び兄からは土曜日、日曜日関わらず、しかも遅
い時間にかかってきて色々不満を訴えられます。それに一つ一つ寄り添いながら支援をし
ていきたいと感じています。最終的にはこの保護が家族にとって良かったねと言ってもら
える支援にしたいなと思っています。今日ケアマネを通じて父母はとても感謝されている
と聞きました。妹、兄についてはそういった気持ちになってもらえるまでまだまだ時間
がかかると思いますが、兄についてはコンビニや本屋で働きたいという希望を持っていま
す。実際この方は引きこもりで全く就労経験はありません。中学を卒業して55歳です
から40年間引きこもりです。でもその兄の思いも何とか叶えるお手伝いをしていけたら
と思っています。先ほど福祉課から言っていただきましたけれども、粘り強く支援してい
きたいと思っています。

○相談支援専門員：

相談支援事業所いちのみやから報告します。私のところは23年度から事業を始めまして
23年度に59件、そして今日までに24年度で60件全て新規に関わらせていただい
ています。とても件数多くて、あと計画が始まってからは市の尾西庁舎に事業所があるも
のですから、窓口課に相談に行かれた方が一覧表を見て、ここにあるからと寄せられる
ことがあります。昨日、私が外出している時に、何か急いでいるような方がおみえになり、
のちほど電話を掛けましたら、白い手帳に張ってほしいんだということで何だろうと思
って訪問しました。そうしたら、9月の福祉課からの手紙もあり、12月に18歳になっ
たということで受給者証の期限も12月31日で切れていました。たまたまその方が1
月から支援を使っていなかった、しかも使われている事業所が一宮市内じゃなかった
ということであたりの情報が、何度も何度も手紙が来ているのだけれど分からなかつ
たとおっしゃいまして、その場で確認をしたら更新されておらず、計画が出来てい
ませんとのことで、ご理解いただき窓口に行き手続きをするというシーンをよく見
ます。更新の方は手紙が届くのですが、なかなか難しいのかなということがつい昨日
ありまして、夕方から走っていたのですが、聞き取りをし、今月中に提出をとな
りまして、早急に計画案を作らせていただこうと思っているところです。あと私の
ところでは、皆さん暮らしの場のことを他の相談支援センターの方がお話しして
下さったので、私のところでも、急に母が病気になった、入院した、一人で生活
できないといった理由で相談があります。ホーム連絡会などでお世話になって暮
らしの場を確保するという事で皆さんに協力していただいたケースもあります。も
う一つ特徴的というか、個別支援会議の開催状況の1ページ目のNo.33と2ペ
ージ目のNo.36というのが高次脳機能障害の方のことが書いてあります。二人の
経過を少しお話させてもらおうと思います。まずはNo.36の方ですが、21歳の
男性で検討事項のところにあるのですが職場の上司に暴行し、警察署の留置。その
後釈放。暴行した会社を辞めないといけなくなったということで、すぐに就職でき
るかという点と医者の見解では、このままだったら同じ事を繰り返すのではない
かと。人間関係のトラブルがあるということで地域でどう支えるかを会議で話し
合いをしました。自分を病気じゃないと思っています。家族も前はこんな子じゃな
かったのにとおっしゃいます。でも明らかに事故で脳に損傷があつて行動や人間
関係が上手く取れないという特徴があるのですが、その事で留置された

こととか、何か分からないけど会社には近よらないという誓約文を書かされたこととか、そういったことで、本人は何か受け入れなくてはいけないんだと思ってくれて、それで私たち支援者との関わりがはじまりました。この方は1月から就労移行事業所に通っておられます。とても真面目に元気に仕事をやられているので、もしかすると理解のある職場への就職もできるかもしれないというお話を聞いております。それからNo.33の49歳の男性ですが、この方は同じ高次脳機能障害でも原因が脳血管だったものですから、介護保険のサービスを受けることができます。ただしこの方は、前仕事をしていた会社への復職が希望であり、それでB型へ通いたいとうったえられたようで、かかりつけの病院のほうからB型に通うように調整してほしいと話がありました。一宮市ではなかなか例が無かったことですが、この方の将来を考えたときに、生活訓練のところを出たらB型が適切であると話をさせてもらって、認めていただいております。まず名古屋まで通うという実績を作ることで、以前の名古屋の会社への復職を目標にしていまして、この方も退院後週3回B型の事業所へ名古屋まで、一宮駅まで行くとその事業所さんの送迎バスがあるということで乗って通っていました。そろそろ週5日にしましょうという段階に来ております。25年12月が復職期限なので、その間に会社にも、こういう病気だからこういうことを気をつけるとこの方はこういうことが出来るなどと、今までの支援者でチームになって話をするとところまで実現すると思いいなと思っているケースです。その他にも何人か高次脳の方がいらっしやいまして、一宮市ではサービスが無いからと勝手に勘違いして市外に行ってしまう方だとか、高次脳があるがために多額の借金をしてしまっていて病識が無いので自分が詐欺に引っかかったことも分からなくてという方がいらっしやったのですが、その方も色々なことで支援を組み立てながらやらせていただいたことがあります。高次脳については圏域のほうでも勉強会を一宮でやりましょう、モデル地区のようにして一宮で理解できる支援者を増やしましょうという動きが出ているので、また色々な障害にきちんと向き合えるような相談支援センターでありたいと思います。

○会長：

以上6つの相談支援センターからご報告をいただきました。ご質問、ご意見がございましたらいかがでしょうか。では私の方から、虐待についてのケースについても報告していただきましたが、支援センターが実際に対応するための社会資源が十分かというところはまだだだと思います。市として、その辺に向けた考え、あるいは構想について何かございませんでしょうか。

○事務局：

障害者虐待の今後の考え方についてでございますが、先ほど夢うさぎの相談員さんから虐待ケースの紹介もしていただいたところですが、一宮市としては虐待対応のネットワークの構築が課題としてまだ残っております。まだ作れておりません。そこを何とかしたいと考えておりまして、国は当然のことながら虐待防止の早期の対応を図るために市町村が中心となって関係機関と連携、協力体制を構築する必要があると、そういうネットワークを作りなさいということを言っております。そのやり方の例でございますが先行してやっています児童虐待だとか高齢者虐待のネットワークは既に存在していますので、それを活用

してもいいと。もう一つの方法としてこの自立支援協議会の下部組織として権利擁護部会を設置してネットワークを作る方法もあると、これは国が示しているネットワークの例でございまして、一宮市におきましてもこの協議会の皆様のご協力をいただきまして虐待対応は進めていきたいと考えておりますので、この協議会の下部組織として権利擁護部会を設置を含めた協議会を活用したネットワークの構築ということを考えたいと思っておりますので委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○会長：

今、事務局のほうから障害者虐待のネットワークを構築したいという考えを言われましたけれどもいかがでしょうか。その方法としてこの協議会の中でもう一つの専門部会という形でどうかということもまたお話がありましたが、いかがでしょうか。話の中にありましたが、児童虐待、高齢者虐待につきましての先例がありまして、機能しているところとそうでないところで大変バラつきが出てきているところです。もちろん形が無いところからの話にはなりますがどうでしょうか。急ですが、児童相談センターの西野委員いかがでしょうか。

○委員：

私自身も虐待のネットワークで対応というのは、それに対する相当な組織を作っていかなければならないと思います。障害者の場合にやるとした時に、困難化が予想されるので具体的にどういうふうやっていくか、計画を練っていく必要があると思います。それと私自身引かかっているのは職権についてで、障害者の虐待の場合は職権で動くというような対応になった時に難しい面もあるかなと思います。そういうことを含めて、作った後でしか分からないこともあると思います。

○会長：

はい。ありがとうございます。他にいかがですか。時間が押してまいりましたので、この件につきましては只今の各相談支援センターからの報告の内容、それから障害者虐待の対応について市のほうから方向を示されましたけど、そういう手法も含めて皆様の総意としてご承認いただければと思います。ご異議が無ければ進めさせていただきます。続きまして最後のその他になりますけれども、協議会主催の講演会の開催についてお願いします。

○運営会議・運営委員：

協議会主催の講演会の開催について報告させていただきます。今年度の3月24日の日曜日に午後1時半から尾西庁舎の6階大ホールにおいて今回主宰の講演会を企画しております。講師には田原市障害者総合相談センター長の新井在慶さんをお迎えしまして、テーマはまだ仮ではございますけれども、「自立と共生の社会を目指して～障害者虐待防止法から～」ということで調整をさせていただいておるところでございます。全体のプログラムといたしまして一宮市障害者自立支援協議会の活動の発表を約30分、新井先生による講演を1時間30分、合計2時間のプログラムということで計画をしておりますので、本日ご出席の委員さん方には関係の皆様方にぜひご周知をいただきまして、たくさんの方に参加

いただける講演会にしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○会長：

はい。ありがとうございます。ご案内ありましたようにぜひ委員の皆様、また本日参加されている皆様も含めまして、お時間がございましたらご参加いただければと思いますのでよろしく願いいたします。次に、平成25年度当初予算における新規予定事業についてご説明をお願いいたします。

○事務局：

それでは平成25年度当初予算要求における新規施策について説明させていただきます。最初に申し上げますが、これから説明することにつきましては現在予算要求段階でございますので、これらの予算が認められるかどうかはまだ確定はしておりません。これから内部で予算査定という作業を経まして、予算を議会に起案し可決されて最終決定となる手順を踏みますのでその点を含め、お聞きいただければと思います。お手元の資料の29ページをご覧くださいと思います。まず①ですが基幹相談支援センターの新設を予定します。設置場所は思いやり会館内ということで、人員配置は4名を予定しております。1名は市職員の兼務、残りの3名は各障害者相談支援センターの相談支援専門員の兼務を考えております。これにつきましては、各障害者相談支援センターの相談支援専門員の現在の1名から2名への配置、増員ということで全体として6ヶ所ございますので現在6名ということですが、12名に増員をします。その増員分の相談支援専門員に交代で基幹相談支援センターに勤務してもらいながら、基幹相談支援センターに勤務をしない日には各障害者相談支援センターに勤務をしてもらうとなっております。これによりまして、先ほどからお話がありますけれども各相談支援センターでの困難事例の増加や相談の増加に対応しながら一宮の相談の充実、強化につなげていくものではないかと思っております。基幹相談支援センターの担当業務といたしましては、障害者虐待、それからサービス等利用計画案の内容の精査、指導、困難事例の検討、指導というものを現在は考えております。続きまして2番目でございますが、これは24年度に引き続き市単独事業のグループホーム、ケアホーム建設補助金を予定しております。障害者の住まいの確保ということで市が単独で取り組む事業でございます。今日の協議会の中でも出ておりますけれども、居住の場、グループホームが不足している緊急課題と考えておりますので、第3期の一宮市障害福祉計画の中でも24、25、26の3年間で60人を増やすような計画でおりますので、それに対応するというのでやらせていただいております。事業の概要としましてはグループホーム、ケアホームの定員が5名、短期入所が2名という事業で補助額は建設費の2分の1で上限額を1500万とさせていただきます。今年度も3件、24年度ですが3件補助させていただいて、現在建設中です。来年度も3棟ということで総額4500万の事業となっております。最後の3つ目になりますが、身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の18歳未満の難聴児の方に対して早くから言葉を獲得することの支援として、言語発達の支援につながるという目的で補聴器の購入費及び修理費の制度を始めたいと思います。障害者自立支援法の中で補装具というのがございまして、障害者手帳を持たれる方につきましては自立支援法の中で補助があります。ただそれに該当しない方は補助

がございませんので、小さいお子さんは特に早くから耳が聞こえれば言葉の獲得にもつながるという目的で今回始めたいと思い、予算要求をしております。利用負担は補装具になって原則1割と考えております。この制度につきましては全国的に少しずつ広がりを見せている制度でございますが、ただ愛知県においては実施をしていないということで来年度になりますけれども、名古屋市がこういった制度を始めることが新聞記事に載っております。今のところ、名古屋市と一宮市が平成25年度から実施することになると思っております。以上、25年度の当初予算要求での新規事業について説明をさせていただきました。

○会長：

只今の説明につきましてご意見、ご質問はよろしいでしょうか。特にありませんでしょうか。一応本日の議題は終了しましたが、他に事務局何かございますか。

○事務局

事務局のほうから一つだけご連絡ということをお願いしたいと思います。平成25年度第1回の会議は7月ごろを予定しております。またお近くなりましたらこちらからご案内を出させていただきますので、ご出席よろしく願いいたします。

○会長：

25年度第1回が7月ということですので。全ての報告がこれで終わりました。まだまだ厳しい寒さが続きます。健康にお気をつけになられ、今後も障害者福祉へのご協力をよろしく願いいたします。ありがとうございました。